

## 舞鶴市ホームページ及び広報紙への広告掲載基準および取扱要領

(趣旨)

第1条 この基準は、舞鶴市ホームページ及び広報紙への広告掲載に関する要綱（平成21年告示第57号。以下「要綱」という）の施行に関し必要な事項について定める。

(広告主の範囲)

第2条 要綱第2条に定める市長が認める者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 法人

(2) 事業を営む個人

(3) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街振興組合及び商店街において中小企業等共同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された共同組合等

2 前項に掲げる者であっても、次の各号のいずれかに該当するものは舞鶴市ホームページ及び広報紙に広告を掲載できない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業者

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業

(4) 債権の取立て、示談の引受け等に関する業者

(5) ギャンブル（宝くじを除く）に関する業種

(6) 投機的商品に関する業種

(7) たばこに関する業種

(8) 占い、運勢判断に関する業種

(9) 私的な秘密事項の調査に関する業種（興信所、探偵事務所等）

(10) 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する訪問販売、通信販売（同法第11条及び12条の規定に反するもの）及び電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引に関する業種

(11) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）に規定するインターネット異性紹介事業者

(12) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの

(13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者

(14) 民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）による再生・更生手続中の事業者

(15) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(16) 公的機関・行政機関から指名停止を受けている事業者

(17) その他市長が適当でないと認める業種又は事業者

(掲載基準)

第3条 要綱第3条第2項に定める舞鶴市ホームページ及び広報紙に掲載しない広告は、当該広告の内

容又は当該広告がリンクするホームページの内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
  - (2) 消費者被害の未然防止及び拡大防止のため、適切でないものとして次のいずれかに該当するもの
    - ア 誇大な表示（誇大広告）及び根拠のない表示や誤認を招くような表現（日本一、一番安い等＝掲載に際しては根拠となる資料を用意する）
    - イ 射幸心を著しくあおる表現（これが最後のチャンス等）
    - ウ 虚偽の内容を表示するもの
    - エ 法令等で認められていない業種・商品・商法
    - オ 国家資格等に基づかない者が行う療法等
    - カ 責任の所在が明確でないもの
    - キ 広告の内容が明確でないもの
    - ク 国、地方公共団体、その他公共機関が、広告主又は商品やサービス等を推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
    - ケ マルチ商法、睡眠商法等の悪質商法とみなされるもの
    - コ 将来の利益を誇示したり元本保証と認識されたりするような投資信託等の経済行為に関するもの
    - サ 自己の優位を強調するため、他の商品と比較する表現のもの
  - (3) 青少年の健全な育成のため、適切でないものとして次のいずれかに該当するもの
    - ア 水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの。ただし、出品作品の一例又は広告内容に関する等、表示する必然性がある場合は、その都度適否を検討するものとする
    - イ 暴力・犯罪を肯定し又は助長するような表現
    - ウ 残酷な描写等、善良な風俗に反するような表現
    - エ ギャンブル等を肯定するもの
    - オ 暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの
    - カ 青少年の人体・精神・教育に有害なもの
  - (4) 非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり不安を与えたりするおそれのあるもの
  - (5) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
  - (6) 皇室関係の写真、紋章を使用したもの
  - (7) 宗教団体による布教推進を主目的とするもの
  - (8) 人権侵害、差別、名誉毀損のおそれがあるもの
  - (9) 性差別、性別による固定的な役割分担又は暴力的行為を助長する表現及び著しく性的感情を刺激する表現のもの
  - (10) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
  - (11) 氏名、肖像等を本人に無断で使用したもの、明らかに模倣、盗作等とみなされる表現のもの
  - (12) アマチュアスポーツ選手や役員の氏名、写真、推薦文を使用したもの
  - (13) 国内世論が大きく分かれているもの
  - (14) 人事募集に係るもの
  - (15) 国土地理院の地図を無断で使用したもの
  - (16) 舞鶴市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- 2 その他市長が適当でないと認めるものは掲載しない。

(広告の規格)

第4条 要綱第9条第3項に規定する広告画像の規格については、次の各号に定める基準を遵守するものとする。

- (1) 舞鶴市ホームページに係る広告においては、リンク以外の機能（script、Java applet、GIFアニメーション等）は使用しない
  - (2) 舞鶴市ホームページに係る広告においては、次のいずれかに該当するものは、禁止とする
    - ア 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等のボタン又はボタンのように見えるもの
    - イ アラートマーク等、OSがユーザーに対して注意喚起を促すためのイメージ又はそれに類似するもの
    - ウ ラジオボタン又はラジオボタンのように見えるもの
    - エ テキストボックス（入力できるように見えるもの）
    - オ プルダウンメニュー（選択肢があるように見えるもの）
    - カ 舞鶴市ホームページのコンテンツの一部であるかのように見えるもの（市の事業と混同するような表現）
    - キ その他市長が不相当と判断するもの
  - (3) 文字色と背景色のコントラストは十分にとり、文字を読みやすくするように配慮しなければならない
  - (4) 文字やイラストの解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない
  - (5) 舞鶴市ホームページに係る広告においては、「JISX8341-3 高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」の規定に配慮しなければならない
- 2 前項に定めるもののほか、市長が適当でないと認めるものは掲載しない。

(広告掲載料)

第5条 要綱第14条の広告掲載料の納付期日は、広告掲載を開始する日の属する月の前月の末日とし、同条第1項の広告掲載料に希望する月数を乗じて算出した額を、原則として一括納付するものとする。

附則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

この基準は、平成24年2月1日から改定する。

この基準は、平成25年7月1日から改定する。

ただし、広報紙広告の掲載の申込みに係る手続きについては、この基準の改定の日前においても行うことができる。